

○総務省告示第百五十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

総務大臣 金子 恭之

1 平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 信 機

受 信 機

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無 線 局	周 波 数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	<ol style="list-style-type: none"> 1, 718MHzを超え748MHz以下 1, 710MHzを超え1, 750MHz以下 2, 010MHzを超え2, 025MHz以下 2, 330MHzを超え2, 370MHz以下 2, 645MHzを超え2, 655MHz以下 3, 400MHzを超え3, 480MHz以下 3, 600MHzを超え4, 100MHz以下 4, 500MHzを超え4, 600MHz以下 27GHzを超え28, 2GHz以下 29, 1GHzを超え29, 5GHz以下
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	<ol style="list-style-type: none"> 1, 805MHzを超え1, 845MHz以下 1, 860MHzを超え1, 880MHz以下 2, 010MHzを超え2, 025MHz以下 2, 330MHzを超え2, 370MHz以下 2, 645MHzを超え2, 655MHz以下 3, 400MHzを超え3, 480MHz以下 3, 600MHzを超え4, 100MHz以下 4, 500MHzを超え4, 600MHz以下 27GHzを超え28, 2GHz以下 29, 1GHzを超え29, 5GHz以下

[注 略]

[同左]

無 線 局	周 波 数
1 [同左]	<ol style="list-style-type: none"> 1, 718MHzを超え748MHz以下 1, 900MHzを超え915MHz以下 1, 710MHzを超え1, 750MHz以下 2, 010MHzを超え2, 025MHz以下 2, 330MHzを超え2, 370MHz以下 2, 645MHzを超え2, 655MHz以下 3, 400MHzを超え3, 480MHz以下 3, 600MHzを超え4, 100MHz以下 4, 500MHzを超え4, 600MHz以下 27GHzを超え28, 2GHz以下 29, 1GHzを超え29, 5GHz以下
2 [同左]	<ol style="list-style-type: none"> 1, 805MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1, 805MHzを超え1, 845MHz以下 1, 860MHzを超え1, 880MHz以下 2, 010MHzを超え2, 025MHz以下 2, 330MHzを超え2, 370MHz以下 2, 645MHzを超え2, 655MHz以下 3, 400MHzを超え3, 480MHz以下 3, 600MHzを超え4, 100MHz以下 4, 500MHzを超え4, 600MHz以下 27GHzを超え28, 2GHz以下 29, 1GHzを超え29, 5GHz以下

[注 同左]

[3・4 同左]

備考 表中の「」の記載は特記せず。

2 平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線

局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 線

送 正 線

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無 線 局	周 波 数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	1, 710MHzを超え1,750MHz以下 2, 010MHzを超え2,025MHz以下 2, 330MHzを超え2,370MHz以下 2, 645MHzを超え2,655MHz以下 3, 400MHzを超え3,480MHz以下 3, 600MHzを超え4,100MHz以下 4, 500MHzを超え4,600MHz以下 27GHzを超え28,2GHz以下 29,1GHzを超え29,5GHz以下
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	1, 805MHzを超え1,845MHz以下 1, 860MHzを超え1,880MHz以下 2, 010MHzを超え2,025MHz以下 2, 330MHzを超え2,370MHz以下 2, 645MHzを超え2,655MHz以下 3, 400MHzを超え3,480MHz以下 3, 600MHzを超え4,100MHz以下 4, 500MHzを超え4,600MHz以下 27GHzを超え28,2GHz以下 29,1GHzを超え29,5GHz以下

[注 略]

[同左]

無 線 局	周 波 数
1 [同左]	1, 718MHzを超え748MHz以下 1, 710MHzを超え1,750MHz以下 2, 010MHzを超え2,025MHz以下 2, 330MHzを超え2,370MHz以下 2, 645MHzを超え2,655MHz以下 3, 400MHzを超え3,480MHz以下 3, 600MHzを超え4,100MHz以下 4, 500MHzを超え4,600MHz以下 27GHzを超え28,2GHz以下 29,1GHzを超え29,5GHz以下
2 [同左]	1, 773MHzを超え803MHz以下 1, 805MHzを超え1,845MHz以下 1, 860MHzを超え1,880MHz以下 2, 010MHzを超え2,025MHz以下 2, 330MHzを超え2,370MHz以下 2, 645MHzを超え2,655MHz以下 3, 400MHzを超え3,480MHz以下 3, 600MHzを超え4,100MHz以下 4, 500MHzを超え4,600MHz以下 27GHzを超え28,2GHz以下 29,1GHzを超え29,5GHz以下

[注 同左]

備考 表中の「」の記号は注記の号を

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二項の規定については、令和四年六月二十八日から施行する。